

つむぎちゃん着ぐるみ貸し出し要領

1 主旨

社会福祉法人松本市社会福祉協議会（以下、「松本市社協」という。）を市民に見える形でPRすることで、親しまれ信頼され身近に感じてもらえるように、地域づくり活動のグループや団体などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに貸し出しするものとする。

2 利用手続き

(1) 利用資格

市内に在住、在勤、在学の地域づくり活動グループや団体

(2) 貸し出し条件

- ①個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- ②政治・宗教・思想、営利等の活動に利用しないこと。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④松本市社協のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ⑤補助者が必ず1名以上付くこと。
- ⑥大切に扱うこと。（壊した場合、弁償してもらう場合があります。）
- ⑦火気・水気に近づけないこと。
- ⑧着ぐるみで事故等があった場合、主催者の責任とすること。
- ⑨着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行なうこと。
- ⑩イベント保険等に必ず加入すること。
- ⑪主催者以外は使用しないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

- ① 中学生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得てください。）
- ② 身長170cm程度（身長の高い方は動きづらくなります）

(4) 申込方法

「着ぐるみ【つむぎちゃん】借用申込書」に必要事項を記載し、松本市社会福祉協議会地域福祉課（松本市双葉4-16）へ提出。

(5) 注意事項

- ① 申請者は、予約が取れ次第、申込書を提出してください。
- ② 貸し出し用の着ぐるみつむぎちゃんは1体です。貸し出し期間が重複する場合は希望に沿えない場合があります。

3 その他

(1) 審査・承認

松本市社協は、提出された申込内容を審査し、「着ぐるみ【つむぎちゃん】貸し出し承認書」により通知する。

(2) 着ぐるみの返却

着ぐるみは、原則として、利用終了日の翌日に返却する。但し、諸事情により指定期日までに返却が困難な場合は、適宜相談する。

4 留意事項

- (1) 松本市社協は、利用承認書をすでに交付した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、着ぐるみ【つむぎちゃん】貸し出し承認書を取り消すことができる。
- (2) 着ぐるみの利用にあたっての搬出入は利用者が行なうものとする。
- (3) 雨天等で天候が悪化している場合の屋外利用は認めないものとする。
- (4) 着ぐるみの利用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1名以上付くこととする。
- (5) 利用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は利用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の利用により相当と認められる損耗についてはこの限りでない。また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、利用者が代替作製費用を負担すること。
- (6) 着ぐるみの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。
- (7) 着ぐるみの改造は認めない。
- (8) 虚偽の申請により着ぐるみを利用しようとする者または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、利用承認を取り消すものとする。
- (9) 子どもたちの夢を壊さぬように、利用するものとする。

連絡先

松本市社会福祉協議会 地域福祉課
松本市双葉4-16
電話0263-27-3381 FAX0263-27-2239